

石巻市移住相談窓口設置等業務プロポーザル質問回答書

No.	質問内容	回答
1	実施要領5(1)・6(2) コンソーシアム参加の場合、競争入札参加資格承認簿（役務提供）への登録及び石巻市内に本店機能を有する要件は代表構成員のみが満たせばよく、その他の構成員は石巻市外法人又は同承認簿未登録法人でも参加可能との理解でよろしいでしょうか。	コンソーシアムで参加する場合は、構成員となる全ての法人等が実施要領5に定める参加資格の全てを満たす必要があります。
2	実施要領5(1) 「石巻市内に本店機能を有していること」とは、法人登記上の本店所在地が石巻市内にあることを指すのでしょうか。参加資格確認時に必要となる証明書類も併せて御教示ください。	「石巻市内に本店機能を有していること」とは、石巻市競争入札参加資格承認簿において、本社所在地が石巻市として登録されていることを指します。提出書類は実施要領9をご確認ください。実施要領10に記載のとおり参加資格を審査します。
3	様式第4号・評価表 自治体等から元請として受託し、地域外からの参加者誘客、地域資源の体験、地域事業者との連携及び事後フォローを行った独身者向け地域体験型交流事業は、「地域活性化又は関係人口に関する業務」として記載・評価対象になりますでしょうか。	業務内容がまちづくり又は移住、定住若しくは関係人口に資するものであると認められる場合は、評価対象となります。 なお、評価は、提出された業務実績調書（様式第4号）及び二次審査における提案内容について、評価表に記載の評価内容に基づき審査します。
4	仕様書4(5)・4(6)・4(8) 移住・二地域居住及び関係人口創出を主目的とし、石巻市の地域資源、一次産業、地域事業者及び地域住民との交流を組み込んだ独身者向け地域体験型交流事業を提案することは可能でしょうか。また、対象者を独身者又は一定年代に設定する場合の制限・留意事項を御教示ください。	本業務の目的に資する企画内容であれば提案は可能です。 なお、対象設定にあたっては、公平性及び合理性に十分配慮するとともに、設定理由や事業効果について、企画提案書において具体的に御提案ください。
5	実施要領11(6)ア 副本では、サービス名称、ロゴ、SNSアカウント名、Webサイト画面及び実績写真等も匿名化が必要でしょうか。サービス名称を一般名称に置き換え、ロゴ・アカウント名等をマスキングする対応で差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。副本は、提案者が特定できる情報は記載しないでください。 サービス名称を一般名称に置き換え、ロゴ・アカウント名等をマスキングする対応で差し支えありません。

6	仕様書4(2) 移住定住支援員2名以上と二地域居住コーディネーター2名以上は同一人物による兼務が可能でしょうか。また、コンソーシアム構成員所属者、契約社員、業務委託スタッフ等を配置人数に含めることが可能か、「専属」の定義、勤務日数及び常駐要件を御教示ください。	移住定住支援員2名は専属とし、兼務は認めません。専属とは、本業務における移住相談対応等の移住定住に係る業務を主たる業務として従事することをいいます。二地域居住コーディネーター2名は移住定住支援員との兼務は認めませんが、その他業務との兼務は可能とします。 コンソーシアム構成員所属者、契約社員及び業務委託スタッフを配置人数に含めることは可能です。なお、勤務日数及び常駐要件については、仕様書に定める相談窓口の開所要件及び全業務を確実に履行できる実施体制にて提案してください。
7	仕様書6(1)・6(2) 移住・二地域居住促進事業等の参加者が、宿泊費、飲食費、現地までの交通費、体験料等を各事業者へ直接支払う運用は可能でしょうか。参加者負担、市の別途負担及び委託料負担の区分を御教示ください。	本業務における参加者の費用負担は、仕様書6(2)に記載のとおりです。その他の費用の徴収は原則認めませんが、仕様書の目的に資する効果的な手法がある場合は、提案書に具体的に記載し、提案してください。 市の別途負担は、仕様書6(1)に記載のとおり、仕様書4(3)及び(4)における体験希望者の民間施設への宿泊費、市営住宅のハウスクリーニング費及び消耗品費並びにレンタカーに係る費用のみです。
8	仕様書4(1) ポータルサイトは新規ドメイン及び新規サイトを受託者が取得・構築する想定でしょうか。既存サイト、SNSアカウント、写真・動画素材、過去データ等の提供・引継ぎの有無、並びにサイト、ドメイン、各アカウント及び制作データの契約終了後の帰属を御教示ください。	ポータルサイトについては、既存のドメインを継続して使用し、運用する想定です。 サイトの構築及び運用方法については、受託者の提案によるものとします。 なお、既存サイト、SNSアカウント、写真・動画素材、過去データ等の活用については、必要な権利関係等を整理した上で、市と協議するものとします。 また、本業務終了後のサイト、ドメイン、SNSアカウント及び制作データ等の取扱いについては、事業の継続性を踏まえ、受託者の提案によるものとします。
9	仕様書4(1)エ 首都圏で開催される移住相談会4回（予定）とあるが、想定される具体的なプログラム名などを教えていただきたい。	首都圏で開催する移住相談会は、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が主催する「ふるさと回帰フェア」、宮城県が主催する「みやぎ移住フェア」及び「みやぎ移住フェアLite」、市が主催する「まるごと石巻フェア」を想定しています。

10	仕様書4(4)ア・エ・6(1) 一次産業等体験プログラムにおける消耗品費・レンタカー費用以外の経費（プログラム提供者への謝金など）の費用負担の考え方を教えていただきたい。	一次産業等体験プログラムについては、無償提供に賛同いただける実施事業者と市が調整し整備するため、謝金などの費用負担は想定しておりません。
11	仕様書4(4) 仕様書では「市があらかじめ整備する体験プログラムをコーディネートする」とありますが、提案時点で利用可能なプログラム一覧、実施事業者等をご提供いただくことは可能でしょうか。	現在、滞在拠点エリアを中心に、北上地区における農業、酪農及び水産業、雄勝地区における園芸農業及び水産業、牡鹿地区における酪農及び農業等の体験プログラムの整備を進めています。なお、提案時点でプログラム一覧及び実施事業者を提供することはできません。
12	仕様書4(4) 仕様書では「新たな体験プログラムを開発することを主たる業務としない」とありますが、受託者が地域事業者等と連携し、独自プログラムを提案・実施することは可能でしょうか。	本業務の目的に資する内容であれば提案は可能です。受託者の持つノウハウやネットワーク等を最大限に活用し積極的に提案してください。 なお、実施にあたっては、市が整備するプログラムとの重複や目的との整合性を踏まえ協議することとします。
13	仕様書4(3)・(4) 滞在拠点として活用する市営住宅について、所在地・定員・設備・利用条件等の概要資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	市営住宅の所在地は、お試し移住体験は吉野町復興住宅（吉野町1丁目）、二地域居住体験はにっこり南復興住宅、雄勝中央復興住宅（雄勝町雄勝字下雄勝）及び十八成浜復興住宅（十八成浜字十八成）の2LDK又は1LDKを予定していますが、変更となる可能性があり、現時点における概要資料は提供しません。 基本定員は4名（寝具不要の添い寝のお子様が含まれる場合、5名以上での宿泊可）とし、必要な電化製品等（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、掃除機、炊飯器、食器棚、テーブル、電子レンジ、IHコンロ、カーテン等）、寝具、食器、Wi-Fi等を整備する予定です。利用条件は仕様書及び質問回答No.16のとおりです。

14	仕様書4(3)・(4) お試し移住では民間施設の活用が記載されていますが、二地域居住体験においても、受託者が保有・運営又は連携する民間宿泊施設を滞在拠点として提案・活用することは可能でしょうか。	市が発行する「二地域居住体験チケット」はふるさと納税返礼品としての発行を想定しているため、仕様書4(4)における二地域居住体験は、民間宿泊施設の活用はできません。 なお、仕様書4(8)においては、受託者が保有、運営又は連携する民間宿泊施設を滞在拠点として活用する提案は可能です。
15	仕様書2・4(3)・(4)・(7) 「空き家等の地域資源を活用」とありますが、業務内容では空き家バンク業務以外の空き家活用に関する記載が限定的です。 本業務における「空き家等の地域資源を活用」とは、具体的にどのような取組を想定されていますでしょうか。 また、お試し滞在拠点や、民間空き家を活用した二地域居住拠点の整備・活用等についても提案対象として差し支えないでしょうか。	本業務における「空き家等の地域資源を活用」とは、市営住宅空き住戸及び空き家バンクの資源を活用することを指します。 民間空き家の整備活用については、本業務の目的に資する企画内容であれば提案は可能です。 なお、活用対象の提案にあたっては、公平性及び合理性に十分配慮するとともに、対象設定理由や事業効果について、企画提案書において具体的に御提案ください。
16	仕様書2・4(3) 二地域居住体験チケットについて、利用条件、対象者、年間発行予定枚数をご教示ください。	市が発行する「二地域居住体験チケット」は、ふるさと納税返礼品としての発行を想定しております。 本業務におけるチケットの利用可能期間は10月1日～翌年3月15日で、発行予定枚数は30枚です。 利用条件として、基本定員は4名（寝具不要の添い寝のお子様が含まれる場合、5名以上での宿泊可）とします。滞在期間は最大10泊11日とし、連続した滞在が難しい場合でも、ご利用可能期間内において最大3回まで分割して利用できるものとします。なお、分割して利用する場合は、同一の利用者によるご利用に限りません。 一次産業体験や地域活動への参加をご希望の場合は、事前予約を必要とし体験内容の詳細は、予約時に案内することとし、天候や受入先の都合により、内容の変更または中止となる場合がある旨、体験希望者に事前周知します。
17	実施要領11・12・13 評価の考え方について、本業務において市が重視する評価指標（KPI）は、相談件数、二地域居住体験利用者数、二地域居住者数、移住者数など、どの項目を重視される想定でしょうか。 また、具体的なKPIの想定はございますでしょうか。	市が重視する項目順に評価表を記載しておりますので、ご確認ください。 なお、令和8年度における本業務に関連する本市の成果指標（年度目標）は、新規相談件数250件、相談窓口を活用した本市への移住者数20人、お試し移住体験利用申込数35件、事業を活用した本市への移住者数5人、交流人口増加10万人、移住促進イベント参加・実施回数5回、移住促進イベントに参加した本市への移住者数3人を設定しておりますので、参考としてください。